

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

白寿のかたに お祝い品を贈呈します

99歳を迎える白寿のかたに、9月から10月の間に市職員が訪問し、祝い状と祝い品(商品券2万円分)を贈呈します。

対象は、秋田市に住民登録し、5年以上継続して住んでいる、大正4年4月1日〜大正5年3月31日生まれのかたです。

●問い合わせ
長寿福祉課 ☎(866)2095

バス福祉特別乗車証の 更新を忘れずに

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかたにご利用いただいている、バスの福祉特別乗車証の有効期限は9月30日(火)です。

引き続きご利用のかた

8月中旬に申請書をお送りします。8月29日(金)まで、障がい福祉課(福祉棟1階)、北部・西部・河辺・雄和・南部の各市民サービスセンターに申請してください(郵送の場合は、障がい福祉課へ)。新しい乗車証は9月下旬までにお送りします。

*8月29日(金)まで申請できなかった場合は、9月22日(月)以降に手帳と印鑑を持って各窓口で直接

申請してください。その場で乗車証をお渡しします。

新たに交付希望のかた

障がい福祉課へご連絡ください。入院中、施設入所中のかたは対象になりませんので、退院・退所後に申請してください。

●問い合わせ 障がい福祉課

☎(866)2093
FAX(863)6362

不動産をインターネット で公売します

市税の滞納により差し押さえた不動産を、ヤフー・ジャパン官公庁オークションで公売します。物件は、市ホームページと次のホームページで8月15日(金)午後1時から確認できます。

入札参加申込▶8月15日(金)〜29日(金)
入札期間▶9月5日(金)〜8日(月)
ヤフー・ジャパン官公庁オークション
http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/

●問い合わせ 特別滞納整理課

☎(866)8932

中小企業の資金繰りを 支援します

消費税率引き上げなどの影響で、一時的に資金繰りに支障が生じている中小企業を支援するため、県の経営安定資金などを市の

制度融資(一般事業資金、小口零細企業資金)で借り換えができるよう、要件を緩和します。詳しくは、商工労働課へお問い合わせください。

対象企業など

売上高などが減少した企業(セーフティネット認定5号認定事業者)、小規模事業者(従業員20人以下)。商業・サービス業は5人以下)

借り換え可能な資金

県経営安定資金(緊急経済対策枠)、県震災復旧支援資金
期間▶9月1日(月)〜12月26日(金)

●問い合わせ

商工労働課 ☎(866)2429

生ごみ堆肥 づくり講座



コンポスターを使った生ごみ堆肥づくりを学びます。参加無料。定員は先着各25人(①のみ30人)。

日程と会場(時間は午前10時〜11時30分)：①8月29日(金)・30日(土)、環境部庁舎(寺内) ②9月1日(月)、南部市民サービスセンター

③9月2日(火)、西部市民サービスセンター ④9月3日(水)、北部市民サービスセンター

●申し込み 8月18日(月)午前8時30分から環境都市推進課

☎(866)2943

井戸水を利用 しているみなさんへ



井戸水は、周りの環境からの影響を受けやすく、水質がいつも同じとは限りません。飲み水として利用されているかたは、次のことに注意しましょう

- ・井戸やその周辺に人や動物が入らないようにして、定期的に点検して清潔にする
- ・日頃から水の色や味、臭いに気をつける
- ・定期的に水質検査を受ける

水に異常を感じた、水質検査で基準を越えたなどの水質に関する相談は、市保健所衛生検査課へ。

●問い合わせ

衛生検査課 ☎(883)1181

自動交付機が 休止します



9月17日(水)、次の施設にある自動交付機(住民票の写しなどを発行)が、設備点検のため利用できません。ご了承ください。

市役所本庁舎▶午前9時〜午後1時(2台のうち1台は利用可)

北部市民サービスセンター▶午後3時〜5時

●問い合わせ

市民課 ☎(866)2018



監視カメラ
「みてるくん」

不法投棄は 犯罪です！



不法投棄は法律で厳しく罰せられます。豊かな自然を未来に残すため、みんなで不法投棄を追放しましょう。不法投棄を発見したら、廃棄物対策課へご連絡ください。

処罰の状況

- ×衣類、紙、ビデオデッキなどを道路脇に投棄：罰金20万円
- ×衣類、段ボール、衣装ケース、カセットレコーダーなどを空き地に投棄：罰金30万円
- ×テレビ、電気釜、ビデオデッキ、自転車の部品などを河川敷などに投棄：罰金30万円
- ×テレビ、ソファア、布団、洗濯機、段ボール箱などを山林に投棄：罰金50万円
- ×建築業者が建築廃材を休耕田に埋め立てして投棄：行為者は懲役2年(執行猶予4年)で罰金50万円。法人は罰金200万円

●問い合わせ 廃棄物対策課

☎(866)2076

情報公開、個人情報保護 の相談は文書法制課へ

市が持っている情報は、市民のみなさんの共有の財産です。その情報を知りたいときは、情報公開

制度により公文書の開示を請求できます(公文書は公開が原則です)。

また、個人情報保護制度では、市が持っている個人情報を取り扱うルールを定めており、どなたでも自分の個人情報について開示や訂正、利用停止を請求できます。

なお、市役所1階の市民相談センター隣りの資料閲覧コーナーで、市政に関する資料などを自由にご覧いただけます。

開示を請求できるかた

情報公開①市内に住所があるかた ②市内に事務所がある個人や法人、団体 ③市内に通勤、通学しているかた ④市が行う事務事業に利害関係があるかた

個人情報⑤その情報の本人。運転免許証など、本人確認ができる書類をお持ちください

対象機関(情報公開・個人情報保護)

市長(※)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会、秋田公立美術大学、市立秋田総合病院
※市長事務部局のこと 総務部、企画財政部、市民生活部、福祉保健部、保健所、子ども未来部、環境部、商工部、農林部など。

対象となる公文書

職員(法人の役員を含む)が仕事で作成・取得した文書や図画、写真、

フィルム、電磁的記録などで、組織的に用いるために管理しているもの

■平成25年度開示状況

公文書：開示請求62件。内訳は、開示38件、部分開示23件、取り下げ1件。不開示・不存在・在否応答拒否・却下はいずれも0件。請求のおもな内容は、市が保有している携帯電話の料金明細書などでした。保有個人情報：開示請求20件。内訳は、開示10件、部分開示8件、不開示・不存在が各1件、在否応答拒否・却下・取り下げはいずれも0件。請求のおもな内容は、市立病院に入院した際の自分のカルテなどでした。

●問い合わせ・情報開示請求など

市役所1階の文書法制課情報公開担当(秋田銀行秋田市役所支店隣) ☎(866)2272

乳がん検診を 受けましょう



来年3月31日時点で40歳以上の偶数歳の女性を対象に、乳がん検診のマンモグラフィ(乳房X線撮影検査)を行っています(定員あり)。視触診検査は、後日医療機関で受診していただきます。料金は40歳代が2千900円、50歳以上が2千300円です。申し込みは、保健予防課へどうぞ。 ☎(883)1176

市ホームページ内の「秋田市電子申請・届出サービス」でスマートフォン・携帯電話やパソコンからも申し込みできます。

マンモグラフィ検査日程(9月分)

①北部市民サービスセンター：11日(木)、②中央健診センター(川尻町)：毎週月曜日(祝日除く)、③中通健康クリニック：平日

*詳しい日程や受付状況は、保健予防課ホームページでもご確認いただけます。

■マンモグラフィと視触診検査を同日に受ける場合

次の医療機関へ、()の時間内に直接お申し込みください。
①市立秋田総合病院 ☎(867)7489(平日午前9時～午後3時)

*9月の夕暮れ乳がん検診午後5時～7時は、3日(水)と17日(水)。
②はしづめクリニック ☎(883)3388(診療時間内)

③あきた駅前内科外科クリニック ☎(837)6500(月・火・木・金曜は午前9時～正午と午後2時～6時、土曜は午前9時～午後3時30分)

④あきた乳腺クリニック ☎(834)2061(月・火・木・金曜の午前11時45分～午後1時)

⑤秋田厚生医療センター ☎(880)3000(平日の午後1時30分～3時30分)